平成31年3月定例教育委員会会議録

1.日 時 平成31年3月1日(金)午後2時

2. 場 所 泉佐野市役所 4 階 庁議室

3. 出席委員 教育長 奥 真弥

教育長職務代理者 北浦 秀樹

委 員 南 一早枝

委 員 山下 潤一郎

委 員 中村 スザンナ

委 員 赤坂 敏明

4. 説明のために出席した職員の職、氏名

教育部長 溝口 治

施設担当理事 福島 敏

スポーツ推進担当理事 谷口 洋子

教育総務課長 樫葉 浩司

教育総務課教職員担当参事 十河 統治

教育総務課給食担当参事 薮 剛司

学校教育課長 木ノ元 直子

学校教育課学校指導担当参事 和田 哲弥

学校教育課人権教育担当参事 古谷 秋雄

青少年課長 山隅 唯文

スポーツ推進課長 山路 功三

生涯学習課長 大引 要一

文化財保護課課長代理 中岡 勝

(庶務係) 教育総務課課長代理兼係長 田倉 元

5. 本日の署名委員 委 員 山下 潤一郎

議事日程

(報告事項)

報告第6号 高校入学準備金給付制度の試行について (学校教育課)

報告第7号 泉南地区図書館(室)の相互利用について(生涯学習課)

報告第8号 平成30年図書館協議会について (生涯学習課)

報告第9号 教育委員会後援申請について

報告第10号 教育委員会後援実施報告について

議案第4号 教育に関する事務の点検及び評価報告書について (教育総務課)

議案第5号 泉佐野市就学援助費支給要綱の一部改正について (学校教育課)

議案第6号 平成31年度泉佐野市教育委員会重点施策について (学校教育課)

議案第7号 小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドラインについて (学校教育課)

議案第8号 泉佐野市稲倉青少年野外活動センター条例の一部を改正する条例制定について

(青少年課)

議案第9号 泉佐野市稲倉青少年野外活動センター条例施行規則の一部を改正する規則について (青少年課)

議案第10号 教職員の人事について (教育総務課)

(午後2:00 開会)

奥教育長

ただ今から平成31年3月の定例教育委員会議を開催します。

本日の傍聴はありません。

本日は畑谷委員がご都合で欠席されていますが、会議が成立しています。

本日の会議録署名委員は山下委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、本日の審議に入ります前に、2月定例教育委員会議の会議録についてご確認をお願いいたします。委員の皆様で何かお気づきの点がございましたら、お願いいたします。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

無いようでございますので、会議録の確認は終了させていただきます。恐れ入りますが、南委員 は後ほど署名をお願いします。

それでは本日の審議に入りたいと思います。

はじめに報告第 6 号「高校入学準備金給付制度の試行について」を議題といたします。報告をお願いします。

木ノ元学校教育課長

報告第6号「高校入学準備金給付制度の試行について」ご報告させていただきます。

「泉佐野市高校入学準備金給付制度」試行事業では、1月4日(金)から1月31日(木)の受付期間中、132名の申請がありました。内訳は就学援助対象枠25名、一般枠107名でした。審査の結果は資料のとおりとなっています。就学援助対象枠では25名の申請者全員が支給決定、一般枠では約4.3倍でした。

今回の試行実施の結果を検証し、持続可能な手法で次年度以降も継続実施してまいりたいと存じます。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

奥教育長

ただ今の報告について、ご意見ご質問ございましたらお願いします。

山下委員

以前の説明では、就学援助対象枠と一般枠を、それぞれ30名、20名で分けるとあったのですが、今回、就学援助対象枠が30名のところ、25名しか申し込みが無かったということで、就学援助の方の申請人数が定員に達しなかったということですよね。申請すれば、100%もらえるというのは、元々の趣旨とは違ってきますので、問題があると思います。

もし、次年度もこの事業を実施されるのであれば、この比率を、逆に 20、30 にするか、10、40 にするか、あるいは全員一緒にするか、よく考えていただきたいと思います。

その辺りを意見として聞いておいてください。以上です。

奥教育長

他ございませんか。

無いようでございますので、以上で報告第6号を終わります。

次に、報告第7号「泉南地区図書館(室)の相互利用について」を議題といたします。報告をお願いします。

大引生涯学習課長

報告第7号「泉南地区図書館(室)の相互利用について」ご説明させていただきます。資料は報告資料7をご覧ください。

泉南地区 5 市 3 町の図書館、図書室を相互利用できるよう、政策推進課と連携し調整を行なって まいりましたが、この度、話しがまとまり、相互利用に関する協定を締結することとなりました。

ただし、相互利用と聞くと、泉佐野市の図書館で借りた本を泉南市の図書館に返せるとか、泉南市で借りた本を泉佐野市で返せるというようなイメージを持たれると思いますが、実はそうではございません。

元々、泉佐野市にある図書館では、岸和田以南の方であれば誰でも、図書カードを作って、図書 をお借りいただけるのですが、阪南市さんや泉南市さんでは、これまで、そういったことができま せんでした。それを、岸和田以南の5市3町の市民が、5市3町にある全ての図書館で、カードを 作って図書を借りられるようになるというものです。

理想としては、泉佐野市で借りた本を泉南市で返せたり、泉南市で借りた本を泉佐野市で返せたりできれば、利便性が高いのですが、本市では指定管理をしていたり、他市町では直営で運営されていたりと、なかなか調整がつかない部分がありまして、先ずは、ここから始めましょうということになりました。

3月27日に調印させていただき、報道提供は4月26日の予定ということで、報道提供資料と協定書(案)を資料に付けさせていただいております。

報告は以上です。

奥教育長

ただ今の報告について、ご意見ご質問ございましたらお願いします。

南委員

今までは泉佐野でしか利用できなかったのですか。

大引生涯学習課長

各自治体さんで対応が違いまして、例えば、泉佐野市民でも熊取町や岸和田市であれば借りられますが、泉南市や阪南市では駄目とバラバラでした。本市では現時点で岸和田以南の住民の方はカードを作っていただけたらお貸しできます。それを5市3町で足並みを揃えましょうというのが今回の協定です。

奥教育長

他ございませんか。

赤坂委員

今のところ 5 市 3 町全部で利用しようと思えば、カードが 8 枚いるわけですが、ゆくゆくは、カードを 1 枚にまとめられるシステムにするとかはお考えですか。

大引生涯学習課長

おっしゃるとおりでございまして、私たちの目指すところは正にそこだと思っております。

今回、利用できるようになったと言いましても、各自治体の8枚のカードが必要な訳でして、8 枚のカードを1つに統一しませんかというのが次のステップだと思っております。

そして、その次のステップとして、どこの図書館で借りた本であっても、全ての図書館で返却していただけ、借りられたところに戻ってくるといったシステムができたらいいのですが、すぐには難しいかと思っております。

奥教育長

他ございませんか。

無いようでございますので、以上で報告第7号を終わります。

次に、報告第8号「平成30年図書館協議会について」を議題といたします。報告をお願いします。

大引生涯学習課長

報告資料8をご覧ください。

先ず、お詫びですが、本来であれば、30年の6月1日で任期が新しくなりますので、年度当初、 せめて5月の定例教育委員会において、委員名簿をお出しして、ご承認をいただかないといけない 案件でございましたが、当課の不手際で、事後報告という形となりました。今後このようなことが ないように注意いたしますので、よろしくお願いいたします。

図書館協議会ですが、年1、2回開催させていただき、泉佐野市立の図書館の運営について学識経験者等の方々からご意見を頂戴しております。

本年度、委員のうち、中西様、山中様、滝口様には前年度より引き続き、お引き受けいただいております。その他の委員につきましては、各団体の代表の変更あるいは担当者の異動により、交替となっております。なお、泉佐野市主任児童委員からの代表委員につきましては、後任者なしとなっております。

2月12日に泉佐野市図書館協議会を既に開催しておりまして、今回も特に、子どもの図書やブックサーブなどについて、いろいろご協議いただきました。又、泉佐野市としての取組を報告させていただきき、先程の相互利用についてもお話させていただきました。会議には教育長も入っていただいて、委員の皆様より忌憚のないご意見をいただきました。

なお、現委員の任期は平成 32 年 5 月 31 日までとなっております。次の任期前には必ず案件としてあげさせていただきますので、今回はご了承いただけますようお願いいたします。

奥教育長

事務が遅れており、誠に申し訳ございませんでした。ただ今の報告について、ご意見ご質問ございましたらお願いします。

無いようでございますので、以上で報告第8号を終わります。

次に、報告9号「教育委員会後援申請について」を議題といたします。報告をお願いします

樫葉教育総務課長

教育長専決により教育委員会の後援名義使用を承認した事業について、報告資料第 9 号に基づいて説明。

新規0件、継続5件、計5件の事業内容について一括で報告

奥教育長

ただ今の報告について、ご意見ご質問がございましたらお願いします。

無いようでございますので、以上で報告第9号を終わります。

次に、報告第 10 号「教育委員会後援実施報告について」を議題といたします。報告をお願いします。

樫葉教育総務課長

報告第10号「教育委員会後援実施報告について」ご説明いたします。報告資料10号「教育委員会後援実施報告一覧表」をご覧ください。報告件数は今回5件でこれらは以前に教育委員会で後援承認したものであり、実施報告ということで、報告資料第10号をもって報告にかえさせていただきます。

奥教育長

ただ今の報告について、ご意見ご質問がございましたらお願いします。

無いようでございますので、以上で報告第10号を終わります。

続いて議案審議に移ります。

議案第4号「教育に関する事務の点検及び評価報告書について」を議題といたします。報告をお願いします。

樫葉教育総務課長

議案第4号「教育に関する事務の点検及び評価報告書について」ご説明いたします。 議案資料4をご覧ください。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条第1項に基づき、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成することとされており、本市においても平成20年度から、この報告書を作成しております。

また、同条第2項に、「教育委員会は、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする」との規定があり、本市では、元学校長を務められました市場谷弘子さんと、元本市教育委員会事務局社会教育部長を務められました塩谷善一郎さんに、学識経験者をお引き受けいただき、各担当課とのヒアリング等を通して、評価に当っての指導や助言をいただきました。

それでは、報告書の中身について、簡単にご説明させていただきます。資料の 4 ページをご覧ください。

評価の方法としては、市の第4次総合計画の施策体系を参考に、「学校教育に関するもの」、「生涯学習・スポーツに関するもの」、「文化に関するもの」に分類した各事業について事務局で自己評価を行い、全体評価を学識経験者の方にお願いしました。評価基準については、Aの順調、Bの概ね順調、Cの順調でないの三段階で行っています。

内容としては、学校教育に関するもの 50 事業、生涯学習・スポーツに関するもの 16 事業、文化に関するもの 9 事業の計 75 事業について評価を行い、評価 A が 31 事業、評価 B が 44 事業、評価 C は無しとなっています。

このうち、前年度と評価等が変わっておりますのは、先ず、15 ページから 16 ページにかけて記載しております、平成 29 年度に実施しました各施設整備事業が、前年度実施の施設整備事業と入れ

替わる形で、加わっております。具体的には、佐野台小、第二小、北中小、中央小、佐野中、新池中のプール整備事業、新池中のエレベータ設置、三中の空調機器更新、長南中のトイレ改修で、評価はいずれもAとしております。

次に、22ページの「学校行事事業」ですが、新たに通学時送迎バス運行が実施されたことから、 評価 B から A としております。

続いて、その下の「おおさか元気広場推進事業」ですが、実施方法を施設開放のみの毎週実施から、月 1 回のイベント活動に変更いたしましたが、参加児童数が大幅に減となったことから、評価 A から B としております。

末尾、64ページから65ページにかけましては、学識経験者の評価を記載しております。前半は、 点検評価全体についての講評をいただき、後半は、箇条書きにて、各項目別にそれぞれの評価した 点と課題を挙げていただいております。

先ず、学校教育に関することでは、評価した点として、「35人学級」、「トイレの洋式化など教育環境の改善」、「学校給食」、「家庭も含めた児童生徒への支援」、「国際交流」を、課題としまして、「認定こども園の運営及び関係機関との連携」、「学校施設の長寿命化計画」、「家庭と学校との更なる連携」が挙げられております。

次に、生涯・スポーツに関することでは、評価した点として、「社会教育団体等への活動支援」、「図書館における読書環境の改善」、「スポーツ推進のための取組み」、「青少年の健全育成のための各種事業の推進」を、課題としまして、「識字学級の内容等の再検討」、「図書購入予算の増額」、「出前講座のニーズの掘り起こし等」、「ジュニアリーダー養成講習会の受講者確保のための対応検討」が挙げられております。

次に、文化に関することでは、評価した点として、「指定管理者等との連携による文化財施設の管理運営」を、課題としまして、「泉佐野市史の活用」が挙げられています。

この評価報告書の結果を踏まえ、来年度以降の事業の改善及び、より一層の進展に努めてまいります。 なお、この評価報告書については、ご承認いただいた後、議会に提出するとともに、ホームページにおいて公表してまいります。

説明は以上でございます。

奥教育長

ただ今の報告について、ご意見ご質問がございましたらお願いします。

南委員

少年消防クラブの被災地訪問に教育委員が同行することがありますが、この教育委員国際交流事業同行には載ってこないようなものですか。

樫葉教育総務課長

ご指摘の被災地訪問ですが、抜けておりますので、追加させていただきます。

奥教育長

他にございませんか。

無いようでございますので、議案第4号「教育に関する事務の点検及び評価報告書について」は、 先程、南委員からご指摘のあった被災地訪問に関する記述を追加することとし、その他の部分につ いては、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議がございませんので、本議案は、一部文言を加筆修正のうえ、承認することに決定しました。

次に、議案第 5 号「泉佐野市就学援助費支給要綱の一部改正について」を議題といたします。説明をお願いします。

木ノ元学校教育課長

議案第5号「泉佐野市就学援助費支給要綱の一部改正について」ご説明させていただきます。 議案資料5をご覧ください。4ページの新旧対照表に基づき、ご説明させていただきます。 今回の改正理由は3点あります。

1つは、本市就学援助制度の判定基準を平成30年度当初時点の生活保護基準とすることによる修正といたしまして、泉佐野市就学援助費支給要綱第3条第2号アのうち「児童・生徒と生計を一にする者全員の前年度の合計所得金額が、平成30年4月1日現在の生活保護基準の1.5倍以下である者」と追記するものです。

生活保護基準の見直しは、生活保護を受けていない一般の低所得世帯の消費支出額と均衡するよう、概ね5年ごとに行われており、今回は2018年から2020年の3か年にかけて段階的に実施されます。今回の改正は、本市就学援助制度が安定的に実施できるよう、この間の基準を固定するものです。

2点目は、今年度より新入学学用品費の入学前支給を実施するため、同要網第4条第3項及び第5条第3号を追記するものです。なお、この修正につきましては、本来12月の教育委員会議で審議いただくところですが、事務の遅延により、平成31年1月1日に遡り施行するものでございます。3点目は、語句の整理を行ったものです。

説明は以上です。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

奥教育長

ただいま、学校教育課長より説明がありましたが、ご質問等がございましたら、お願いします。 無いようでございますので、議案第5号「泉佐野市就学援助費支給要綱の一部改正について」は、 原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第 6 号「平成 3 1 年度泉佐野市教育委員会重点施策について」を議題といたします。 報告をお願いします。

木ノ元学校教育課長

議案第6号「平成31年度泉佐野市教育委員会重点施策について」、ご説明させていただきます。 議案資料6をご覧ください。説明は26ページ以降の「新旧対照表」で行わせていただきます。

新旧対照表 2 ページをご覧ください。基本姿勢の文中、改正後の下から4行目「『セカンドステップの普及』から『子ども理解』の研究・推進、『セカンドステップ』をはじめ『人間関係づくり』の研究・推進」を修正・追加していますのは、これまでに取り組んでまいりました「いずみさの教育文化運動」の具体的な取り組み内容を踏まえて修正したものでございます。

続いて、新旧対照表 8 ページ「Ⅱ学校教育環境の整備充実について」をご覧ください。平成 31 年 度実施予定事業に対応するよう全文改正しています。

続きまして、14ページをご覧ください。ALTの積極的な活用及び中学校の外国語(英語)については、「中学校区CAN-DOリスト」の作成を進めること等を追記しています。英語の4技能をバランスよく指導するとともに、これらの4技能を統合的に活用できるコミュニケーション能力の育成に向け、指導方法の工夫・改善を図るとともに、小学校外国語活動との円滑な接続に留意してまいります。

続きまして、16ページ、(14) をご覧ください。「小中一貫教育を推進する。」を追記しています。「中1ギャップ」と言われるような弊害をなくし、こども達の成長を切れ目なく見守り、小中間で統一した学習指導・生徒指導・進路指導が実現できるようめざしてまいります。

続きまして、17ページ、(15) をご覧ください。直近の策定された計画年度に置き換えています。 同じページの「V. 道徳教育について」をご覧ください。平成 31 年度では、中学校において道徳 教育の教科化が実施されることに伴い、全文改正しています。

続きまして、24ページ、(4) をご覧ください。実情に即し、「日頃から人権にかかる言動に注視 し、その把握に努めるとともに、その都度指摘し、解決を図る」を追記しております。

続きまして、25ページ、(2) をご覧ください。在日外国人児童生徒への配慮及び、ヘイトスピー チ解消について追記しています。

続きまして、31 ページ、「VIII.生徒指導の充実について」をご覧ください。子どもたち一人ひとりの個性を尊重し、寄り添った指導を心がけ、個々の人格が高められるよう、文言を変更しています。

続いて、45ページ、「青少年の育成について」では(5)を削除しています。

続きまして、44 ページ、「I.社会教育について」では(10)を追記しています。

同じく 45 ページ、「健康の増進、スポーツ活動について」では(5) を、49 ページ、「I. 文化財の保護と活用の推進について」では(8) を、それぞれ追記しています。

49 ページの「Ⅱ.歴史館について」では、(4) の歴史館いずみさのでの常設展示についての記述を変更しています。

説明は、以上です。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

奥教育長

ただいま、学校教育課長より説明がありましたが、ご質問等がございましたら、お願いします。

赤坂委員

4ページからの「学校教育について」ですが、「Ⅱ.学校教育環境の整備充実について」では変更点がありますが、7ページまでの「Ⅰ.学校の運営管理について」では変更点がほとんどありません。これは、一定の成果が表れているということですか。施策が上手くいっていると解釈してよろしいですか。例えば、校長のマネージメントが上手くいっているとか、学校経営については上手く推進していけているとか、そういった感覚があって、変更点がないのかなと解釈ができるのですが。

和田学校教育課学校指導担当参事

もちろん、管理職の先生によってというと語弊がありますが、学校によっては、上手く回っているところと、回っていないところもありますので、常に改めていく必要があるかなとは感じております。

奥教育長

他にございませんか。

無いようでございますので、議案第6号「平成31年度泉佐野市教育委員会重点施策について」は、 原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第 7 号「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドラインについて」を議題 といたします。説明をお願いします。

和田学校教育課学校指導担当参事

議案第 7 号「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドラインについて」ご説明させていただきます。

資料は、府が示したガイドラインの素案と、それをもとに作成した市の基本方針の案の二つに大きく分かれます。

報道等でも大きく報じられておりますが、2月18日(月)、大阪府教育庁から「小中学校における携帯電話等の取り扱いに関するガイドライン」の素案が発表されました。本ガイドラインが出された要因としては大きく2点ございます。

先ず1点目は、防災・防犯に関して、6月大阪北部地震が登校時と重なり、「連絡がつかなかった。」 といった保護者の声があったため、子どもと保護者の連絡手段の確保という狙いがございます。

次に2点目は、携帯電話の使い方に関し、ネット依存やSNSによるいじめ、トラブルが後を絶たない状況があり、学校での指導や保護者への情報提供の内容についても触れられています。

来年度4月からの実施に向けて、年度末に府から確定したガイドラインが示される予定です。それを受けまして、市としてのガイドラインを示していく流れになりますが、市としては、文科省・ 大阪府の通知を基本としながら、府のガイドラインを取り入れた「基本方針」を策定していきたい と考えております。

市の基本方針 (案) は、「学校」の大枠に限定した内容でございます。家庭や児童生徒に対しては、 府の確定したガイドラインが出てから、市として検討を進めてまいります。

市の基本方針(案)につきまして、府のガイドラインと異なる箇所についてご説明いたします。 異なる箇所は、主に文科省の通知を引用しております。

「学校における携帯電話の取扱い等に関する基本方針 (案)」をご覧ください。

先ず、「1.学校における携帯電話の取扱いについて、(1)校内での携帯電話の取扱い」の下に、「携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のないものであることから」を明記しております。

2点目、「校内への携帯電話の持込みは原則禁止とする。ただし、防災・防犯上や緊急の連絡手段とせざるを得ない場合その他やむを得ない事情で登下校中に所持する理由のある場合は、指導方針を明確にした上で、学校長の判断により校内への持込みを認めることができる。その際、保護者から学校長に対し、携帯電話の校内持込許可を申請させ、学校長より許可証を交付するなど、適切な手続きをとること。」という文中で「許可の申請」、「許可証の交付」は本市で独自に入れているところでございます。

3点目、「ただし、児童生徒の自己管理が困難な場合は、例えば、登校後に一時的に預かり下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないよう配慮すること。」、今申し上げましたところが府のガイドラインと異なる箇所でございます。このような基本方針に基づき、携帯電話校内持込み許可申請書と単年度のみ有効な携帯電話校内持込み許可証を提案しており、「学校における携帯電話の取扱いについて」の手紙を入学式、始業式にて家庭へ配布することを考えております。また、基本方針につきましては、4月1日にHPへアップする予定です。

現在想定される大きな課題といたしましては、校内での携帯電話の保管方法が挙げられます。また、今後の検討事項としては、「機種について」、「登下校中の取扱いについて」、「校内での取扱い」、「管理責任について」、「保護者・児童生徒への啓発・教育について」等、様々な対応を考える必要がございます。

本日午前中には、校園長会があり、そちらでも同様の提案を行っており、多様なご意見を頂いております。本日、委員の先生方からも、貴重なご意見を頂戴し、より良い方針を作成していきたいと考えております。今後は、4月1日からの運用に向けて修正を重ね、基本方針を確定させてまいります。確定した方針につきましては、4月以降の教育委員会議でご報告させていただきます。

私からは、以上です。ご審議のうえ、ご承認たまわりますよう、よろしくお願いいたします。

奥教育長

ただいま、学校教育課学校指導担当参事より説明がありましたが、ご質問等がございましたら、 お願いします。

山下委員

大阪北部地震が起こり、いろいろありましたから、そういう風に言っているのでしょうが、スマホや携帯を学校に持ちこんだ場合の弊害がどれだけあるのか、大体想像がつきます。失くしたとか、友だちが持っているから自分も欲しいだとか、LINE などでのいじめがあるとか、いろいろ問題が出てくると思います。学校現場では、子どもたちが携帯を持ってきて、ランドセルから出して弄っているのを、先生が注意するのも大変だと思います。私が先生だったら、子どもの携帯の管理なんかしていられないと思います。それで、落としたりしたら、いくら保護者に誓約書を書かせても、絶対苦情が来ると思います。

だから、地震が起こったからといって、大阪府教育庁が急に認めるようになり、それに文部科学 省が同調して通知を出しましたけれど、私はどうかと思います。

災害があって急に言いだしたのですから、災害が起こった時の連絡機能だけに限ったら良いと思います。SNSを使えない携帯、子ども携帯のようなものに範囲を狭め、親がどうしても持って行かせたいのなら、親に子ども携帯を買ってもらったら良いと思います。大人が使っている、何でも見られるスマートフォンでは絶対に駄目だと思います。

木ノ元学校教育課長

おっしゃるとおり、午前中の校園長会におきましても、キッズ携帯という提案をいただいたところです。一つはスマホには写真の機能がありますので、盗撮の問題があるなど、色々な校内のトラブルというのを、校長先生方も懸念されておられました。そういったことを踏まえ、もう一度、市教委から各学校へアンケートを行い、意見を集約したうえで、進めていきたいと思っております。おっしゃるとおり、トラブルの方を予想する方が多いなか、慎重に、丁寧に審議のほう重ねていきたいと思っております。

北浦委員

山下委員の言うとおりで、それが本音だと思います。私も最初聞いた時、正直聞きなおしたくらいです。

繰り返しになりますが、災害が起こって親子がバラバラになり、親も子も安否がどうなっているかわからない時に、居場所を連絡するには便利で、その時は役に立つと思いますが、とにかくマイナス面のほうが多いと思います。どうしてもということなら、そういう時にとりあえず連絡が取れる、最低限の機能の物を持たすとことになるのかと思います。

赤坂委員

保護者に方針の内容を完全に理解してもらわない限り、子どもに携帯を持たすことはできないと 思います。そうしないと、保護者と学校との間で、そんなの聞いていないといったトラブルが多発 すると思います。

盗撮や携帯の盗難などのトラブルが現実的に出てくるかもしれませんが、保護者への周知の徹底 も重要になってくるのではないかと思います。

あと、このガイドラインは、4月1日から実施してくださいと、府の教育庁から指導がきているのでしょうか。

和田学校教育課学校指導担当参事

4月1日でないといけないということではございません。府の方も確定版のガイドラインを未だ送ってきておらず、それが年度末に送られてきてから、市も動いていくということになりますので、4月1日というのはかなりタイトで、強制されている訳ではありません。

赤坂委員

それは保護者への徹底周知までですか。あまり急ぐとそこが欠けてくるのではという心配がありますので、そのあたりを押さえないといけないと思います。

和田学校教育課学校指導担当参事

おっしゃられるとおり、周知を急ぐものではないかと思います。

実際、学校の方には、報道で解禁などの文字を見ただけの保護者の方から、「4月から持って行けるのだろう。」とか、「買わせる。」とか、相談をされているところもあると聞き及んでおります。報道がかなり先行しておりますので、市として、「こういう風になります。」と、何らかの動きを示す必要があると感じております。

赤坂委員

「うちの学校は子どもに携帯を持たせられるようになったのだ。」というくらいの認識ではなくて、 内容をきちんと理解された上で子どもに持たせている保護者を 100%近くに持って行くことが大事 かなと思います。

南委員

うちの子が中学生の時には、携帯を持たせていませんでした。ある日、バス通学だったのですが、バスが通り過ぎて行ったとかで、歩いて帰っていたのですが、行方不明のようになったことがあります。それで、すごく探し回って、学校の先生とかも探して下さったのですが、見つからず、高校生のお友達に電話したら、LINEでみんなに情報を流してくれて、それで発見できたということがありました。

携帯のおかげで助かった訳でして、使い方次第かなと思います。ただ、確かに全員が全員となるとトラブルのほうが多いかなと思います。

山下委員

今は何%くらい携帯を持っているのですか。

中村委員

全国的なアンケートでは、7割が持っています。

私は、みなさんの意見と真逆であったり、抽象的な表現であったりするのですが、泉佐野市がICT教育やプログラミング教育に力を注ぎますと大々的に宣言しているなか、「原則、直接的に必要ないものである。」という文言で、はっきり言ってしまうのは少しどうかと思います。

子どもの感性からしたら、家での生活はOKで、学校は駄目であると理解するのは時間がかかると思います。難しい面もあるかと思いますが、簡単に電化製品や電子機器で世界とつながることで、子どもたちの可能性を引き出したり、発想力を伸ばしたりという面もありますので、携帯は悪とか、盗撮しやすいから駄目とか、禁止、禁止というよりも、甘いかもしれませんが、もう少し信じてあげるような内容を盛り込めれば、良いのにと思いました。

赤坂委員

この「直接必要でないものであることから」という、これが少し引っかかるのですよね。将来的には、いろいろな面で、教材として携帯、スマホが必要になるかもわかりません。

又、この通知で、「直接必要で無い携帯を持ってきても知らないよ。」と一線を引いたとしても、 トラブルが起きれば、結局、教育現場で先生方が関わらないとしょうがない訳ですから、この文章 だけが浮いてくるようにも思えます。

保護者がこの「必要でないものであることから」という表現をどういう風に理解されるのかも心 配なところであります。

中村委員

結局は自己責任であるということを、やんわりでも厳しめでもいいのですけれど、親御さんは子 どもを守るにはここまで話し込んでくださいということなど、徹底していただきたいと思います。

技術革新のおかけで手に入る、すごく可能性のある便利なもので、プログラミング教育やICT にも関わってくるテーマでもあるので、それを全否定するのもどうなのかなと思いました。泉佐野市はこう思っていますというのをはっきり表現していただけたらと思いました。

奥教育長

防犯、安全に関しては、いつ何時、何が起こるかわからない時代です。不審者等々で学校の帰りに万が一ということもありますし、この間のように登校中に巨大な地震が発生したということもあります。その中で子どもたちが自分の身を守るということにおいては、確かに携帯、スマホというのは有効に使えるものであると思うのですが、一方で、委員さんもおっしゃってくださいましたが、スマホ等による弊害がたくさん考えられ、その火種をあえて学校に持ってくるのは如何なものかというところだと思います。

北浦委員

弊害は数え上げたらきりがないくらいで、それは、皆分かっている訳です。単純に考えたら、今までは、どちらかと言えば家庭の責任というか、本当はそうだと思います。ただ、今回、学校の方もOKとなると、「学校がOKと言ったからだ。」と責任を転嫁されそうな気もします。

ネガティブかもしれませんが、マイナスのほうが多く、先生たちは余計、大変だと思います。

赤坂委員

結局、4月1日からということになるのでしょうか。

和田学校教育課学校指導担当参事

周知しやすいのが新年度当初ということで、始業式や入学式を利用して、保護者の方に知らせていくという想定で、案ではそのようにしていますが、校園長会で、時期も含めてご意見下さいということでお話させていただいていますし、この場でもそのようなスタンスでおりますので、そのタイミングが難しいようであれば、時期をずらして、慎重に審議した後に周知していくという流れにしていきたいと考えております。よろしくおねがいします。

奥教育長

他にございませんか。

いろいろな意見も出ているところでございますので、議案第7号については継続的に審議させていただきたいと思います。場合によっては専決させていただかなければならないかもしれませんが、その場合は随時情報提供させていただきます。

議案第7号「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドラインについて」は、継続審議とさせていただいてよろしいですか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

奥教育長

ご異議がございませんので、議案第7号は、継続審議することに決定しました。

次に、議案第 8 号「泉佐野市稲倉青少年野外活動センター条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。説明をお願いします。

山隅青少年課長

議案資料8をご覧ください。

泉佐野市稲倉青少年野外活動センターでございますが、皆さまご存知のとおり、平成 26 年度から指定管理者制度を活用しまして、5 年間の指定管理者による運営を続け、この平成 30 年度末で期間が終了することになります。その間、施設、設備の老朽化もありまして、センターの運用、運営の仕方、設備のあり方というところで、今の利用者のニーズとの間にずれが生じ、若干利用者も減ってきつつあるという状況であります。

よって、指定管理者の期間が終了しますのを機会に、一旦、施設のあり方、今後の運用の仕方等をチェックして検討する期間を設けるということで、この30年度末を持ちまして、一旦、管理者制度による運営を停止するということになりました。

ただし、今の施設の状態でありましても一定の利用もございますので、施設利用のご希望の方の ニーズには応えつつということを検討しましたところ、一旦、指定管理者による運営を止めますが、 直営で運営しながら検討を重ねていくことになりました。

そこで、センター条例は、現在、指定管理者に運営させるという状態になっておりますので、その点を直営で運営するという条例に改正しなければならず、資料のとおり、条例の一部を改正することとなりました。

内容といたしましては、資料 8 の中段から記載しているとおりで、読み上げさせていただきます。 泉佐野市稲倉青少年野外活動センター条例(昭和 56 年泉佐野市条例第 9 号)の一部を次のように 改正する。

第2条の2を削る。

第3条第1項本文中「指定管理者」を「泉佐野市教育委員会(以下「委員会」という。)」に改め、 同条第2項中「指定管理者」を「委員会」に改める。

第4条中「指定管理者」を「委員会」に改める。第5条第2項中「指定管理者は市長が定める基準に従い」を「市長は、特別の理由があるとみとめたときは」に改める。

第6条ただし書中「指定管理者は、市長が定める基準に従い」を「市長が特別の理由があると認めたときは」に改める。第9条中「指定管理者」を「委員会」に改める。

第10条の2を削る。

附則としまして、この条例は平成31年4月1日から施行する。経過措置としまして、この条例の施行前にこの条例による改正前の泉佐野市稲倉青少年野外活動センター条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の泉佐野市稲倉青少年野外活動センター条例の相当規定によってしたものとみなす。

次のページからは条例の新旧対照表をつけさせていただいておりますので、ご確認いただければ と思います。

条例改正につきましての説明は以上です。よろしくお願いいたします。

奥教育長

ただいま、青少年課長より説明がありましたが、ご質問等がございましたら、お願いします。

山下委員

私たちが子どもの頃はよく行った記憶がありますが、最近は小学生とか学校での利用があまり無いと思います。皆、貝塚の青少年センターへ林間学校に行くようですね。

最近の利用状況は年間何人くらいですか。

山隅青少年課長

29 年度の実績でございますが、1,485 名にご利用いただいております。内容といたしましては、 日帰りが 649 名、宿泊で 836 名です。28 年度が 1,330 名、27 年度が 1,822 名、26 年度が 2,432 名で、年々減少しているところでございます。

中村委員

利用は泉佐野市の方だけですか。

山隅青少年課長

市外の方もご利用されています。1,485名の内、市内のご利用が822名、市外のご利用が663名ということでございます。4月から10月の間、開場としておりますが、4月から7月中旬までは上日のみで、夏休み期間は全日、9月から10月までは土日の対応ということにさせていただいております。

奥教育長

他にございませんか。

無いようでございますので、議案第 8 号「泉佐野市稲倉青少年野外活動センター条例の一部を改 正する条例制定について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第 9 号「泉佐野市稲倉青少年野外活動センター条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。説明をお願いします。

山隅青少年課長

先程の条例改正により、指定管理者による運営から教育委員会直営へ移行することに伴いまして、「泉佐野市稲倉青少年野外活動センター条例施行規則の一部を改正する規則」ということで、施行規則も改める必要がございますので、上程させていただいております。ご説明させていただきます。

資料9をご覧ください。読み上げさせていただきます。

泉佐野市稲倉青少年野外活動センター条例施行規則(昭和 56 年泉佐野市教育委員会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。第2条 泉佐野市稲倉青少年野外活動センター (以下「野外活動センター」という。) に所長その他必要な職員を置くことができる。

第 3 条各号列記以外の部分を次のように改める。野外活動センターの開設日は、次のとおりとする。ただし、泉佐野市教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認めるときは、これを変更することができる。

第 4 条ただし書を次のように改める。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

第5条、第7条、第9条第2項及び第 11 条中「指定管理者」を「委員会」に改める。

第12条中「指定管理者」を「職員」に改める。

第 13 条の見出しを「(職員の立入り)」に改め、同条中「又は指定管理者」を削る。

附則としまして、この規則は、平成31年4月1日から施行する。

次のページからは新旧対照表をつけさせていただいておりますので、ご確認いただければと思います。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

奥教育長

ただいま、青少年課長より説明がありましたが、ご質問等がございましたら、お願いします。

無いようでございますので、議案第9号「泉佐野市稲倉青少年野外活動センター条例施行規則の 一部を改正する規則について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第 10 号「教職員の人事」を議題といたしますが、人事案件につき非公開が適当と考えますが、ご異議ありませんでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

奥教育長

ご異議がございませんので、本議案は非公開とさせていただき、後ほど、関係者のみで議事を進めてまいります。

続きましてその他で何かございますか。

大引生涯学習課長

日根野小学校横に建設しております「日根野公民館」が間もなく完成いたしますので、4月1日(月)にオープニングセレモニーを開催させていただきたいと思っております。時間は11時半からで、内容につきましては、来賓のご挨拶及びテープカットの他、少年少女合唱団さんに歌っていただきます。その後、内覧していただけるように手筈をとっておりますので、お時間が許せば、是非ご来場いただけたら幸いでございます。よろしくお願いいたします。

奥教育長

ただいま、大引生涯学習課長より説明がありましたが、ご質問等がございましたら、お願いします。

無いようですので、教育長報告に移らせていただきます。

定例会の報告事項ということで、午前中にありました校園長会でのお話をさせていただきます。

先ず、初めに、今年は大きな災害もありましたし、本当に悲しい事案もございました。安心安全の教育環境の下、学力の向上ということを掲げながらやってきた訳ですが、実質、成果を上げることが出来なかったというふうに考えております。

学校園においては、先程の重点施策でも触れましたが、PDCAサイクルの下、学校経営を進めていただいていますが、とりわけ「C」の部分、チェックにつきましては、年間総括的なチェックをこの時期に行い、次年度にアクションを起こしていただきます。

又、それだけでは無くて、適当な時期に進捗状況をチェックするなり、あるいは、校長先生が学校現場でいろいろ指示や指導をされる訳ですけれども、その都度、「このことについて、前はこのように話していたけれど、その後どうなっているのか。」というような確認をタイムリーに行い、進めていって欲しいと話しました。

そうせずに、報告を待っているだけですと、時期を逃してしまったり、見過ごしてしまったりすることもあり、そうすると新たなリスクが発生する場合もございますので、その辺の徹底を図って欲しいと話しました。

あと、3月は年度末でございますので、成績処理等、誤記や漏れの無いように、その辺についても きっちりと点検を行なってくださいとお願いしております。

1番の当初新規採用者について小学校9名、中学校9名(国語1、社会1、数学3、理科1、技術1、英語2)、小中いきいき連携2名、養護教諭1名、事務職員2名、合計23名の新規採用者を本市に迎える予定でございます。この他、転任で他市から来られる方もあって、もう少したくさんの人が新たに泉佐野市に来られるということになります。

2番目が3月議会について、3番目が平成31年度事業(予定)についてですが、これは少し時間がかかりますので、後程改めて説明させていただきます。

4番については、その他ということで、行事等の日程と内容を説明させていただきました。 私の報告は以上でございます。私の報告で何かご質問等ございますか。

無いようですので、本日の委員会に付議されました議題はすべて終了いたしました。

次回の4月定例教育委員会会議は4月5日の金曜日、午後2時から、市役所4階庁議室で開催いたします。

それではこれをもって本日の会議は終了いたします。

(午後3時25分閉会)